

1. 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安

8 月 4 日に開催された中央最低賃金審議会で、令和 7 年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

答申のポイントは、都道府県の経済実態に応じて、全都道府県をA、B、Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示していますが、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県のAランクで 63 円、北海道、茨城、栃木、群馬、山梨、京都、広島、福岡などの 28 道府県のBランクで 63 円、青森、鳥取、高知、大分、沖縄などの 13 県の C ランクで 64 円の増と、引上げ額の目安を提示しています。A、B、Cの3ランクに分けていますが、A、Bは同一金額でCは 1 円高いということです。

今後は、各地方最低賃金審議会での答申を参考にして、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上で答申をおこない、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなりますが、目安どおりに引き上げがおこなわれた場合には、**東京都の新しい最低賃金額は 1,226 円、神奈川県は 1,225 円、埼玉県は 1,141 円、千葉県は 1,139 円**になります。

仮に全都道府県で目安どおりに引き上げがおこなわれた場合の全国加重平均は 1,118 円で、上昇額は 63 円(昨年度は 51 円)となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引上げ率に換算すると 6.0%(昨年度は 5.1%)となります。各都道府県の最低賃金の発効年月日は 10 月 1 日以降順次となりますが目安どおりとなるのでしょうか。

2. 勤怠を正しくつけることについて

労働者名簿、賃金台帳、出勤簿は法定3帳簿と言われていて労働者を雇う以上、会社は備えておく必要があります。

この中で出勤簿は労働者が出勤してくる日は毎日つけるものですので一番面倒なもののように見えます。ですが、出勤簿を正しくつけることは労務管理の基本であり、労務トラブル回避の基となるのでなんとか対応していきたいものです。

また賃金は 1 分単位で計算することが求められます。紙の出勤簿と電卓だけで給与計算していたころは煩雑となることから 15 分単位で勤怠をつけたり給与計算することも黙認というか、そんなこともあったように聞きますが、勤怠をつけることや給与計算もクラウドのソフトがこれだけ出てきますと現代では 1 分単位でなぜ計算できないのかということになっています。

勤怠を正しくつけないと、労働者から残業代を請求されたときに会社としては何も反論できなくなります。よく聞くのが『残業してもらったこともあったがそれ以上に定時に直帰することを認めていた』という会社側の反論です。これも勤怠をきちんとつけていけば通ることもありますが、勤怠をつけていなければ全く通らない話です。

もちろん勤怠は事実即してつける必要があります。たまに出勤時刻 9 時 00 分、退勤時刻 18 時 00 分が 1 ヶ月間、毎日 1 分も変わらずズラツと並んだ出勤簿にお目にかかりますがこれは会社に来たことの証明にはなるかもですが、事実と言えるのでしょうか。労働者側から退勤時刻は●時●分だったといわれれば、おそらく労働者側の主張が採用されます。

勤怠を 1 分単位でつけるソフトは多く出ています。会計ソフトを契約していれば 5 名までは給与計算と勤怠管理を無料で使えるなんていうものもあります。もし勤怠を事実即してつけていない場合、その習慣を変えることはパワーのかかることですがトラブルになる前になんとか対応いただければと思います。



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

映画『国宝』を観ました。原作 800 ページの物語を映画に凝縮し、喜久雄の歌舞伎人生の浮き沈みを鮮やかに描いています。吉沢亮は葛藤や成長を全身で表現し、横浜流星との対比が友情や運命の切なさを際立たせています。舞台シーンは単なる再現ではなく、人物の感情や血筋による運命の差も映し出す装置となっており、歌舞伎を知らなくても心が震えます。才能と挫折、誇りと再生の物語は観る者の胸を打ち、劇場を出た後も喜久雄の熱と美が心に残ります。映画鑑賞後に原作を読むと、さらに人物の深みと美への執念を味わうことができます。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山